

第14回国立市財政改革審議会 議事要旨(記録)

開催日時	平成25(2013)年6月27日(木)19:00～21:20
開催場所	国立市役所3階第1・2会議室
出席委員 (五十音順)	田近栄治会長、山路憲夫副会長 今泉紀子委員、岡本正伸委員、金井雅彦委員、木村淳二委員、佐藤英明委員 坪坂聖子委員、原田洋示委員、柳澤昌三委員、山重慎二委員
欠席委員	遠山英周委員
説明員	薄井政策経営部長、馬橋政策経営課長、黒澤特命担当課長、北村財政係長
市当局 (事務局)	薄井政策経営部長、馬橋政策経営課長、黒澤特命担当課長、北村財政係長、 脇領政策経営係長、松原政策経営係主査、土方財政係主任、高橋財政係主任、 近藤財政係主事、高橋政策経営係主任、赤尾政策経営係主事
傍聴者	7名
議事	1.事務局からの補足説明等について 2.最終答申(案)の検討 3.その他
配布資料	・ 第13回国立市財政改革審議会 議事要旨(記録) ・ №14-1 国立市財政改革審議会最終答申(案) ・ №14-2 多摩26市別職員配置状況(部門別) ・ №14-3 平成22(2010)年3月保育審議会答申について ・ №14-4 国立市財政改革審議会 経過と今後のスケジュール(案) ・ №14-5 26市別公共施設民営化実績一覧

1.事務局からの補足説明等について

■ 公務のため本日副市長は欠席するとの報告があった。

■ 第13回審議会の議事要旨(記録)について確認を行った。

第13回審議会では、「財政健全化のための具体的方策」と「今後の各種市民負担の見直しに係るルールについて」を議題とし、まず、低未利用地の活用ならびに資産活用の状況やネーミングライツについて審議を行った。次に、未審議事項に関する詳細審議を行った後、最終答申構成案及び起草委員の確認を行った。

委員からの質疑等は2p以降となる。補助金・負担金の考え方や公立保育園の意義についてご意見をいただいた。

2.最終答申(案)の検討

■ 資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」、資料№14-2「多摩26市別職員配置状況(部門別)」、資料№14-3「平成22(2010)年度3月保育審議会答申について」及び資料№14-5「26市別公共施設民営化実績一覧」に基づき、馬橋政策経営課長よ

り以下の説明があった。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」については、先だって6月10日に行われた起草委員会において内容について検討し、それをもとに作成したもの。章立ては8章を予定。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」2pの第1章「最終答申にあたって」は、中間答申をもとに仮置きしているもの。全体の審議が固まった後にまとめる。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」3pからは、第2章「国立市が目指すべきまちの将来像」となる。ここでは、人口推計から今後国立市が抱える課題及び目指すべき将来像について記載している。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」5pからは、第3章「市財政運営の基本的なあり方」となる。ここでは、4点の基本的なあり方と6つの視点を記載している。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」9pからは、第4章「国立市財政の現状と改善目標」となる。ここでは、市財政の現状と財政収支見通し及び財政健全化目標の設定について記載している。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」13pからは、第5章「財政改革審議会中間答申に対する市の取り組みについて」となる。中間答申における健全化個別項目とそれを受けて実施した市の取り組み等について記載している。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」15pからは、第6章「財政健全化のための具体的方策」となる。財政健全化に向けて取り組むべき個別項目及び個別項目実施に伴う健全化効果額試算について記載している。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」23pからは、第7章「財政健全化のためのルールづくり」となる。今後の各種市民負担の見直しに係るルール及び財政健全化を継続して行うためのルール等について記載している。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」29pからは、第8章「おわりに」となる。

■説明後、委員より以下の質疑等があった。

【委員】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」3p、4pの将来人口推計だが、2つ載せるべきかどうか。多少の差はあるものの、どちらを取れば良いのか難しい。

【説明員】

まず2つ載せた理由だが、これまで、この審議会では政策経営課の将来人口推計で議論いただいた経過がある。かつて議会等で、市の推計で良いのか、国立社会保障・人口問題研究所の出している推計も必要ではないかという意見があり、ここであえて2つ載せた。

政策経営課の将来人口推計については、審議会でも議論いただいたものから、更

に今年のデータを加えて最新のもので推計している。これによると、全体の人口については、政策経営課の将来人口推計の方が減少が早いと見込んでいる。一方、高齢化率は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計の方が高くなっているのと、年少人口についても平成 52(2040)年には1%ほど国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計の方が少なくなっている。

将来人口推計は大変難しいところがあるので、どれが正解というものは現時点でははっきりしない。ただし、どちらも高齢化率は高まり、生産年齢人口は減ってきているという同じような傾向を持っている。

【会 長】

国立市の総人口の減り方は、政策経営課の将来人口推計の方がより早い。程度はともかく、65 歳以上人口は政策経営課の将来人口推計の方が小さい。

全国の推移があるので、全体に対する国立市の特色があって、今後更に子育て世代が国立に来ることを目指すということで、今の委員の質問も踏まえ、全体の状況と国立の比較はまず書く。

この 2 つを載せるというのは、役所でやった推計がよいのかということを議会で出たので、国立社会保障・人口問題研究所の推計を付けたという趣旨か。

【説明員】

人口コーホート法では、仮に 5 歳の子どもが 1,000 人いたとして、10 年後にそれが 1,200 人になっていれば 200 人は外から来たという分析をする。それを見ると、国立市の推計の特徴は、国立市立に通う小学生は増えていないが、小学生ぐらいの年齢層が結構増えている傾向がわかる。国立市には競争率の高い私立の小学校があるので、その子どもたちが入学する時に親と一緒に引っ越してくる方が多いという分析をしている。国立社会保障・人口問題研究所ではそういう特殊なところまでは推計されていないが、政策経営課の将来人口推計ではそういったことも加味している関係で、子どもの年少人口や生産年齢人口の部分が異なっている。

【会 長】

全国に比べると国立市は相対的に若いということを加える。政策経営課の将来人口推計の方は特別な要件を加味して推計しているのであれば、注釈で、国立社会保障・人口問題研究所でも国立市の将来人口推計を出しているが、それとの違いはこれですということを書いておけば十分ではないか。

【委 員】

ここで決定的に違うのは後期高齢者人口の伸び率である。政策経営課の将来人口推計だと 30 年間で 1.5 倍だが、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では 2 倍となっている。全国的には 2 倍だと思うが、この部分については注釈で入れた方がよいと思う。この部分は財政事情に密接にかかわり合う話で、後期高齢者人口が多ければ多いほど介護・医療費が跳ね上がることになる。この部分をどう見るかは大きなポイントとなるので、国立社会保障・人口問題研究所の将来

人口推計ではこうなっているということを書く。国立市の将来人口推計 1.5 倍はちょっと甘いのではないか。

【会 長】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」4pの「ブランド化」というのは、自分でブランド化と言うな、といつも思う。人様が言うなら分かるが。言葉は最終的には起草委員において調整させて欲しい。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」5p からの「市財政運営の基本的なあり方」については、中間答申からの変更点はあるのか。

【説明員】

基本的には収支均衡の原則や弾力性の確保、計画的に中長期に見ていくということ踏まえている。更に情報公開の原則ということで1項目設けたのは、発生主義会計、企業会計方式の情報公開をもっとやっていただきたいとご意見いただいたので加えさせていただいた。

【会 長】

国立市では発生主義会計はまだやっていないのか。

【説明員】

総務省方式改訂モデルということで財務諸表は公表しているが、分析の公表といったところがまだ足りない。

【委 員】

言い回しが分かりづらいのだが、資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」5pの(1)「ア.収支均衡の原則」の中で、「真の収支均衡の状態」、それから「イ.財政の弾力性の確保の原則」の中で、「財政が非常に硬直した状態」、「ウ.計画的な財政運営の原則」に入ると、「プライマリーバランスの維持」と3つ言い回しがあるが、言っていることは一緒ではないか。

【説明員】

「真の収支均衡」という意味だが、発表している決算書では黒字となっているが、その決算書の中では、赤字地方債を借り入れて補てんを行い、それにより決算をプラスにしている。本当の収支均衡は赤字補てんの地方債に頼らないものである、という意味で書かせていただいた。

【委 員】

プライマリーバランスをプラスにするという意味ではないのか。

【説明員】

イコールかどうかということまでは分からないが、プライマリーバランスはあくまで借入れと返済のことだと思っている。

【会 長】

赤字地方債に頼らないというのは、プライマリーバランスとして見ても、過去の地方債の金利分があるのでその部分の借金が増えるかもしれないが、市財政を赤字地方債に頼らないとするのであれば、プライマリーバランスも満たして地方債残

高までもいくばくか引き下げられるのではないか。

「ウ．計画的な財政運営の原則」の中の「…また、その際には常に中長期のプライマリーバランスの維持・改善に留意すべき…」の部分は、起草委員会でも検討するが、この部分は余計なのかもしれない。

【委員】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」12p の「財政健全化目標の設定」だが、12 億円という改善目標があって、中間答申以降に 4 億 1,700 万円取り組んだものの、なお少なくとも 4 億円の財政健全化を平成 27 年度までに行う必要があるという説明があるが、12 億円と 4 億円の関係をもう少し分かりやすく書いた方がよい。

【会長】

中間答申で定めた健全化目標 12 億円に対し、中間答申後に実施した健全化努力によって 4 億 1,700 万円が達成できたと。最後の段落で、「なお、国立市の中期財政収支見通しでは、平成 27(2015)年度には臨時財政対策債を借り入れないこととしており、その実現のためには、少なくとも 4 億円の財政健全化を平成 27(2015)年度までに行う必要がある」とあるが、臨時財政対策債を借りない為だけでも 4 億円の健全化が必要であるということか。

【説明員】

国立市の実施計画の目標値でもあるが、平成 27(2015)年度までにということで、中期よりも短い期間の目標値ということで 4 億円の記述がある。

もう少し長期的に見ると以前の推計では 12 億円不足するということになる。

【会長】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」10p の「今後 10 年間の財政収支見通し」の図において歳出、歳入の差額が、11p の「今後 10 年間の決算時財源不足額」の図において財源不足額が明示されており、この表の説明に対応していると理解しているが。

【説明員】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」10p の「今後 10 年間の財政収支見通し」の図だが、これまでの議論として予算時と決算時の議論があった。この図では歳出と歳入のかい離があるが、臨時財政対策債と財政調整基金を歳入に反映していないことから、その分がかい離額となっている。決算時になると臨時財政対策債と臨時財政調整基金の不足がどれくらいあるのかを示したものが 11p の「今後 10 年間の決算時財源不足額」の図である。

【会長】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」11p の「今後 10 年間の決算時財源不足額」の図が出てくる前に表があったはず。予算時と決算時は起草委員会も含め色々と議論したが、我々の仮定において、資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」11p がそれになる。

10pの「今後10年間の財政収支見通し」の図から、11pの「今後10年間の決算時財源不足額」の図を読むことが相当難しい。10pの図は予算時で、しかも臨時財政対策債の借り入れと財政調整基金の取り崩しは入っていないので、11pの図とは繋がらない。前に資料として出した表を載せれば良いと思う。我々が予算時と決算時をどのように処理したかについてもきちんと書いて、それを図にすると11pの図になる、という方が良いのではないか。

【説明員】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」11pの下段の四角囲いにその説明が書いてあるが、一つ目が10pの図の棒グラフの歳入と歳出のかい離の説明、二つ目が決算時調整額を出す方法について、5億7,000万円かい離があることの説明を書いたが、確かに表記として見づらくなっているので、整理したい。

【会 長】

12億円あるうち中間答申後の健全化実現額4億円を差し引いたものを最終答申で埋めていかなければならないというのが我々の仕事になる。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」12pの「なお、…」以降の文章はまだすっきりしない。

国立市の中期財政収支見通しによれば、平成27(2015)年度には臨時財政対策債を借りない、その実現のためには少なくとも4億円の健全化を行わなければならない。見通しがここで必要なのかという気もするが。バツサリ言うと、「なお、…」以降の文章はなくても良いのではないか。

【説明員】

市の計画として臨時財政対策債を平成27(2015)年度までに、という方針があったので記述としてここにあるのだが、12億円の目標をどの時点で幾らするのかということはこの時点で決定ではない。時間軸をこちらで設定してしまっている部分があるため、この文章を削除しても本筋には支障はない。

【会 長】

なおかつ、我々の計画では臨時財政対策債はもう頼らないとなっている訳だから、結果的には含まれる訳である。気になっているのは時間軸と我々の答申がどう整合的になっているのかどうか気になっている。事務局と相談してカットすることとさせていただいて、中身をきちんと見させていただくことで処理したい。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」11pの下段の四角囲いの内容はあっても良いと思う、どのような仮定で置いたかということで。結果として図の財源不足額が幾らですよということで、大切な部分なのではしらず書けば良いと思う。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」13pの第三章「財政改革審議会中間答申に対する市の取り組みについて」で、カッコ1が「中間答申における『財政健全化のための具体的方策』」として、健全化個別項目と効果額試算を詰めていったら7億円位が上がってきたと。そのうち実現したのは4億円で、更にど

うするのが今回の仕事となる。15p の表「財政改革審議会中間答申における『健全化個別項目と健全化効果額試算』」は見づらい。

取り組みで実現したのは 4 億 1,700 万円で、その大部分は下水道事業特別会計で 2 億円分借入金の返済を長期化平準化したことで賄ったもの。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」の 15p から第六章「健全化のための具体的方策」ということで、最終答申に向けてどう書き込むか、ということになる。カッコ 1 の「財政健全化に向けて取り組むべき個別項目」ということで、15p に「行政の徹底的な合理化から」、16p に「特別会計の健全化を」、17p に「補助金・負担金の見直しを」、18p に「行政サービスと事業の適正な負担を」、19p に「市民サービスの向上・効率化を」、21p に「市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために」ということで、今日の議論で最も重要なポイントとなる。

【委員】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」15p の「行政の徹底的な合理化から」の中で、「ア.職員人件費（定員管理）」の項目があるのだが、6 月 18 日に起草委員へ配布いただいた資料では、ラスパイレス指数が 110.4 であるところに入っていた。これを取ってしまった理由は何であるのか。それから、本文で「類団の平均からすると、平成 23(2011)年度では約 14 人、平成 24(2012)年度では約 ●人多く、なおもこの数値が高い状態については看過できない」とあるが、ラスパイレス指数も類団平均では 108.25 であり、これも看過できないと思うのだが、ラスパイレス指数、給与の額も載せるべきだと思うがいかがか。

【説明員】

ラスパイレス指数については一度載せさせていただいたが、文案の前後関係が無かったので抜けている。これと連動して必要であれば載せることはある。

【会長】

ラスパイレス指数を載せるにしても、国立市のものを載せるだけではなくて、類団との比較も載せるべきだというのが委員の指摘。

【説明員】

考え方として必要性があれば、議論いただいた内容なので載せることはよろしいかと思う。

【委員】

中間答申の時から類団ということを意識して皆さん議論してきた部分があるので、いかに類団平均 108.25 に近づけていくかということを答申とすべきではないか。仮に 108.25 にした場合、どれくらい財政健全できるのかという数字を載せておく必要があるのではないか。総務省のホームページから一般の人は誰でも見られるので、市民がこの 110.4 というラスパイレス指数を見た時に、国民健康保険税とか他の手数料は上げておいて、身内に甘い審議会の最終答申だと言われるのは本意ではない。そういう形も検討いただければと思う。

【会 長】

「行政の徹底的な合理化から」とは何なんだということ。ここで審議会は市に何を求めるのかということで、職員人件費を少なくとも類団並みにすることによって本来ならば幾らの健全化が見込まれる、ということが欲しい。

【説明員】

ラスパイレス指数なのだが、国立市の場合、給料表は東京都に準拠しており、類団もそのような市がほとんどである。ラスパイレス指数は、年齢層や大卒・高卒などの人数によって額が変わってきたりするので、類団並みに下げるとどの位の効果があるという額を出すのは難しい。

【会 長】

職員給与が東京都並みだからこれ以上直せないということか。

【説明員】

もちろん独自に削減することは可能だが、比較をして効果額を出すのは難しいということ。

【委 員】

今の説明を聞いて分かるような、分からないようなというのが現実で、そのような事情はもちろんあって、だからどうだということではないのだが、類団の平均、類団はどうだ、ということで自転車駐車場使用料、国民健康保険特別会計繰出金であるとか、保育園民営化にしてもそのようなロジックの組み立てで来た。ここでラスパイレス指数が出たが、これこれこういう理由だから健全化効果額試算は出来ないというのは、答申した時に納得した答申になるのかどうか。根本の問題になるのかも知れないか。

【委 員】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」16p で「ウ.職員人件費」とあるが、こちらが退職手当を含めた職員給与の内容ではないか。「ア.職員人件費」は定員の部分になるのではないか。ラスパイレス指数で見るのか、完全に東京都に準拠したということで見ると。国に合わせるのか東京都に合わせるのか、それによって表現が変わってくると思う。

【説明員】

国に合わせるのか東京都に合わせるのかということだが、東京という地域での民間給与の調査を行っているのが東京都の人事委員会であり、東京都の給料表に合わせるということについては一定の合理性があると思う。

ラスパイレス指数は国の給与と比較しているが、国家公務員給与において中卒・高卒の管理職の割合が非常に低いが、市においては、過去、中卒の管理職もいた。そういった人が一人でもいるとポイントが上がってしまう。ラスパイレス指数の1から2は誤差の範囲ではないかと考えている。これが3から5違うのであれば、何か高いということが推定されるのだが、職員の年齢、学歴、職位の構成が違っているとそのようになってくるという要素もあり比較が非常にしにくい。但し、目安ではあ

る。国を 100 とすると地方が高くなっているのは、国家公務員の 7.8% 給与削減を地方がまだしていない段階での比較であるので高くなっているということはある。ラスパイレス指数の 1 から 2 の比較だけで、同じ東京都の給料表を使っていて実際は違わないはずなのに、1 から 2 のことだけで目標値を設定するのは難しいかなと思っている。

【委員】

それでは、資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」16p で「ウ. 職員人件費」のところに退職手当と給与に変更して、給与については都表に移行していると、但し、ラスパイレス指数についてはかくかくしかじかで市は 110.4、類団平均が 108.25 と書くと。但しこれは、ということで一言事実上は同じ給与であると書いてもらえれば良い。

【会長】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」の 15p と 16p が少しこんがらがっていて、ア. で「職員人件費（定員管理）」、ウ. で「職員人件費（退職手当）」となっており、では職員給与はどこに入るのだという話になる。

職員の定員管理が 1 つで、その次に職員人件費として給与と退職手当という風にすれば良いのではないか。我々が求めたいのは、定員管理はもっとしっかりとすべきだということを市に強く求める。給与については都の給料制度に準拠している。但し、ラスパイレス指数はこういう状況でということで。ラスパイレス指数は数字を載せた方が良いか。

【委員】

類団各市に比べると高いが、年齢構成等を考えれば事実上同じだということを一言書いてもらえれば良い。

【会長】

ここで我々はこれをもとに市の努力をチェックできるように書き込まないといけない。定員のところは起草委員会でも最終的にチェックするが、これを求めると。給与の所は給与と退職手当、ここにラスパイレス指数についても書き込む。

「エ. 議会費」については比較的しっかり書いてあるという印象。

「. 特別会計の健全化を」はどうか。

【委員】

国民健康保険の負担については、国立市民 7 万 4,000 人のうち 2 万人くらいが国民健康保険に入っているが、その人に対して全体の税金から繰り入れるというのは本来の姿ではないと思う。どうして今まで 15 年も全く見直してこなかったのかというのが問題。ここで 15 年ぶりに改定した訳だが、中間答申で掲げた額には到達していない。全体の中の流れにあるとおり、何年かに 1 回見直しをして、できるだけ大きな増額を伴わないように時々見直すことが今後必要ではないか。是非ともこれからは定期的な見直しを進めていただきたい。

【委員】

今回我々が提言した額に達しなかったことを好意的に解釈すると、一挙に引き上げるのはこれまで値上げをして来なかったから難しいということで値切られた。それはわからなくもないが、これは類団並み、他市並みに何年間かけてでも段階的に引き上げていくべきであると盛り込むべきである。

この間の自転車駐車場使用料引き上げの原案を値切ったことといい、これから予想されるのは、ただ値切れれば良いということになりかねない。だとしたら、こちらが掲げる財政改革の目標は達成されるはずもない。そのためには段階的に引き上げていくというルールづくりが必要である。

【会 長】

段階的に引き上げていくという話を担保する制度的な支えは何になるのか。ここは言いっぱなしになっている。ここで段階的に引き上げると書いてもパワーはない。

【委 員】

その部分は最後の話になってくると思うが、第三者委員会なり、あるいは財政改革審議会を何らかの形で残して、例えば、実際に実現されているかどうか年に 1 回チェックする機関を設けないと難しいので、この審議会でのコンセンサスだが盛り込むべきである。それらをセットでやらないと、言いっぱなしになってしまう。但し、段階的に引き上げていくべき、ということはきちんと書くべきである。

【会 長】

段階的に引き上げるということはまた改めて。

下水道事業特別会計繰出金の圧縮については、資本費平準化債を使うことにより汚水部分の繰出金が無くなったということ。我々はこれ以上言うことはないのかな。

「Ⅰ. 補助金・負担金等の見直しを」は、額も大きいので扶助費も含め「補助金・負担金、扶助費の見直しを」ということで。内容についてご意見あれば。

出だしの表現は少し弱い。我々は補助金、負担金、扶助費について散々議論したが、個別に精査してここでまとめていくことはできなかった。それをきちんと検討する委員会が必要だ、定期的なチェックが必要だということ。

「ア. 補助金・負担金全般」については、任意性が高いところがおおよそ 3 億 2,000 万円になっている。「イ. 扶助費全般」についても同じ書きぶりで、任意性が高いところがおおよそ 4 億 1,000 万円となっている。

補助金・負担金、扶助費についてはそれを見直す仕組みが必要だということと、最終的に 12 億円から 4 億円引いた部分を達成するのに、補助金・負担金、扶助費を調整項として最終的に何割くらいをカットする必要があるのか議論してきたが、健全化目標額を達成するには、率として何パーセントの削減が必要であるという書きぶりが必要であると思う。

【委 員】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」22p の「健全化個別項目と

健全化効果額の試算」について、補助金・負担金、扶助費のところにも効果額が出ているが、個別にやるということはなかなか難しい。任意性の高い補助金・負担金、扶助費については、全対象事業でご協力いただくということで5%、10%という数字が入っているので、できれば本文の中にもそういった内容を入れていただくとありがたい。

【会 長】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」22p の「健全化個別項目と健全化効果額の試算」が最後の取りまとめの表となる。左の数字が中間答申の目標額で、真ん中の4億1,700万円が中間答申後の達成額である。最終的な幅の多くは保育園民営化のところで出てくる。補助金・負担金のところはどのように幅を持たせたのか。

【説明員】

5%から10%の数字が載っているが、本文には記述がない。

【会 長】

保育園民営化を含めて全体の辻褄を合わせるためには、全体の目標額を達成するためには、補助金・負担金、扶助費で幾ら必要だ、という議論になる。したがって、この段階では補助金・負担金、扶助費について個別には見直しはできないので、総額で幾ら、5%で幾らということをここに書いていけば良いのでは。

読む方としては、国民健康保険特別会計で1億2,800万円を段階的に達成すべきだ、下水道事業特別会計については結果的にうまく行っただと。補助金・負担金については任意性の高いものの総額が幾らで、カットするとうなるということを書けばスッキリするのではないか。

「行政サービスと事業の適正な負担を」はどうか。

家庭ごみ処理手数料のところは22pの表では健全化効果額として5,900万円が明示されているが、本文では書かれていない。中間答申に書かれていたが実現できていない訳なので、この部分は実現すべきだ、とハッキリと書くべきである。既に議論はした訳だが。

【委 員】

家庭ごみの有料化については、この審議会では早期に導入すべきである、となっている。特に多摩川衛生組合加盟4市のうち国立市だけが有料化をしていないので、ごみの有料化を図るべきである、と言い切った方が良いのではないか。

【会 長】

ポイントは、中間答申で有料化を求めたが、それが市の検討で実現されていないのは遺憾だという流れが無いと、最終答申にはならない。

【委 員】

「ウ. 家庭ごみ処理手数料」の内容は、中間答申と比べて何か変わった部分はあるのか。

【説明員】

新しい情報として、他市の状況を加えている。基本的には中間答申を受けて今後どうあるべきという展開でご議論いただければ。

【委員】

この問題はこの審議会場できちんとコンセンサスを得たはずだが、ごみの減量化という観点でも、ごみを減らさないことによる負担増ということから見ても、ごみの有料化を図るべきである。議会の一部の方にもごみの有料化に反対する声が依然として強いが、根拠を持って議論していただきたい。市長も負担増を強いることになるからといって躊躇しているかのように聞いている。現状で良いということであれば、有料化しないでやれるための方策をきちんと出してほしいのだが、その議論もなされていない。推進すべきであるともう少し書きこんだらどうか。

【会長】

中間答申で有料化すべきという答申を出した。それを踏まえ、着実な実現を求めるとというのがここでの書きぶりだと思う。この部分は今回の答申の非常に重要な問題の一つである。前の類団の話で言うと有料化していないのは国立市だけとなっており、これこそ実現を求める。

都市計画税はなかなか難しいという議論はしてきた。都市計画税を上げるべきだという議論は、若い子育て世代に色々来てもらいたいと言っている中で、固定資産税の上乗せをすべきだという提言はしにくい。検討は必要だが、上げるべきかというところまで言えるかどうか。

【委員】

最初、本則に戻すのは悪いアイデアではないと思っていたが、他のものについては他市並み、類似団体並みということで、ここで本則という話が出てくるのは、私たちのスタンスと整合性が無いことが気になる。もう一つは、これは安易な方法で、説明会は必要なのだと思うが、数字を書き換えればそれで税収が上がってくる類のものである。そういう安易な方法を提案するのはあまり良くない。

税率を上げるのではなく、地価を上げれば税収が上がるので、国立の魅力が上がることによって地価が引き続き維持され、上がっていくような取り組みをみんなが一生懸命取り組むことで税収も伸びていくという方向を目指して行く。良質な住宅を増やして税率を変えずに税収を増やしていく、税率を上げると来てくれる人も来てもらえなくなるかもしれないし、むしろ資産価値を上げるような取り組みを汗をかきながらやるということを市に対して言った方が良い。

【委員】

今の委員が言ったように、本則を適用している自治体は無いのではないかなと思う。ほとんどの自治体がちょっと下げている。それは色々な世代、子育て世代の人に来てもらいたいのだという思いがあるのだと思う。他のものは類団並みと言っているながら、ここだけ上げるのはどうなのかな。本則適用を検討するのは構わないと思うが、導入すべしとまで言うのはどうかな。

【会長】

魅力あるまちづくりを通じて固定資産税の増収を図るようにする。類団とのバランスも考えて検討を行うべきだ、ということで良いか。

「市民サービスの向上・効率化を」についてだが、「ア.資産の有効活用」で記載のある公共施設マネジメント基本方針というのは、枠に入れる必要があるのか、枠は無くても良いのではないか。

【委員】

具体的にこのようなことがあるのだな、ということを知るだけでも参考になる。学校施設が少子化で余裕が出てくるので、それを高齢者向けの施設に複合化していくとか、学童保育所の充実なども考えられるなと思っていた。

【会長】

ちょっとバランスは悪い。他の部分もこのようにしないといけなくなる。起草委員会の方でさらに検討していく。

【委員】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」22p の「健全化個別項目と健全化効果額の試算」の「資産の有効活用」の項目で、市役所駐車場をコインパーキングにする等、と備考にあるのだが、20p の本文には一言も言葉が無い。22p の備考から取るか、本文に書き入れるかのどちらかにしないと、整合性という部分で。

【会長】

本文中に入れた方が良い。

「イ.施設民営化(保育園)」はどうか。

【委員】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」21p の 7 行目の「市立保育園の財政負担の割合が…」は「市立保育園への財政負担の割合が…」にした方が良い。

【会長】

額としては1園 6,900 万円で最大 4 園という書きぶりである。

【説明員】

これまでの審議会資料を見た方から、公立保育園の場合と民間保育の場合では、民間保育園にすると逆に普通交付税が減るのではないかというご指摘があった。その辺りの計算を起草委員と相談させていただきたい。

以前、年齢別に市の負担が違っており、また国庫負担も違うので、きめ細かに見た方が良いというアドバイスを委員よりいただいたので、数字の方はもう少し練らせていただきたい。

【委員】

資料№14-3「平成 22(2010)年 3 月保育審議会答申」の最後に、財政の観点からの参考資料を付けさせていただいた。

前回、公立の保育園と民間の保育園とでそれほど差が無いという結果が示され

たが、この図表 2 にあるように、年齢別にきちんと考えて、それぞれの年齢でどれ位費用の違いがあるのかを推計してみると、平均で公立が 213 万円、私立が 145 万円となり、公立の方が約 1.5 倍、年間の保育経費が高いという推計が出た。

前回、なぜあまり差が出なかったかというと、低年齢児の方がお金が掛かるのだが、私立の保育所の方が低年齢児を受け入れているので、この部分でコスト増のファクターがあって、年齢構成を考えないとあまり差が出なかった。

図表 1 のグラフは、図表 2 の平均を棒グラフにしたもの。私立保育園の棒の長さが 145 万円、公立保育園の棒の長さが 213 万円となっていて、その内訳を国立市民の負担、国の補助、都の補助、保育料として書いていて、保育料は変わらないのだが、都の補助については私立保育園の方が高く、国の補助は公立保育園には全くない。差し引きで、残った部分が国立市民の負担となるが、私立は 65 万円、公立は 170 万円掛かっており、コストとして差があるだけではなく、市民の負担としても一人当たり 100 万円を超えるぐらいの差が生まれてしまっている。これを民間に受け入れを変えていくことによって、一人だと 100 万円、4 園だと 400 人ぐらい減っていくということを示している数字である。同じクオリティのサービスを受けられる時にわざわざ市民が 100 万円を追加で負担するのが賢い選択なのかというと、大きな疑問がある。費用が安いだけでなく、補助を他から得ることができる民間保育所を活用する方が長い目で見れば得策ではないか。もし可能であればこの中で情報として入れていただければ。

【会 長】

いかにも 1 園当たり 6,900 万円で掛ける 4 園というのはかなり乱暴なステートメントという気がする。

図表 1 のように、内訳を見ると国立市民の負担がこれほど違うということである。これをどう処理するかはお諮りして、我々はこれを答申にどう書くんだというのがある。ずばり 2 億 7,600 万円と書くのはどうだろうか。

【委 員】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」11p の「今後 10 年間の決算時財源不足額」で見たように、当面 4 億円くらい節約して行く必要があり、最終的に 12 億円減らして行かなければならないというプロセスが出てきていて、段階的に少しずつ減らしていくというのが色々な意味で良いと思っているし、保育園の民営化も時間が掛かることである。

最終的な目標としては 12 億円という値が出て来ても良いと思うが、今いきなりということではなく、時系列的に意識を持ちながら書いたら良いのではないかと思う。

【委 員】

私は今の委員の意見とはちょっと違って、段階的に減らして行くのであっても、段階的に減らしていくという意味をここで表現する必要はないのかなと思っている。国民健康保険税のところでも、段階的に見直していくのであっても、残り足りないのはこれだけだと言い切っているの、文章の中でそれを織り込むことはあ

ても良いと思うが、22p の表で幅を持たせるのは潔くないなという印象がある。
資料№14-3「平成 22(2010)年 3 月保育審議会答申」を見た。子どもは幼稚園に通わせており保育園のことは分からないところがあるのだが、縦割り行政ということで保育と幼稚園が別のところになっているが、多分幼稚園に通っている子どもの方が多いのではないかと思う。市内の幼稚園は公立が全く無い中で、それぞれの責任で懸命に経営しているという現状がある。ことさら保育園だけ別物として捉えるのも違和感がある。全体として民営化の方向で良いということであれば、表中の表現は 2 億 7,600 万円で良い気がする。

【会 長】

書きぶりについては、民営化によって 2 億 7,600 万円、着実に実現するべきだと、着実とは 1 つずつということになるのだと思う。

【委 員】

待機児童の解消に関して、資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」4p で「保育環境・子育て環境を充実させ、積極的に子育て世代を呼び込む施策に重点的に資源を配分していくべきである」と書かれているが、ここまで書かれているのであれば、保育のところで受け入れを増やしていくというスタンスを明確にしないで、他のどこでこの最初のアイデアを展開していくのかという気がする。

保育に限らず幼稚園も含め、子育ての充実を行うと書いていながら、本文では何も書かれていないのは説得力が無い。

待機児童の話だが、国立市は少ない方で、3 年前では 50 人位という話を聞いていた。現状ではどの位なのかという数字は見てみたいし、受け入れを減らす方向に進めるということで良いのですかということを知りたい。保育審議会では増やす予定はないと言っていて、最初に書いていながら受け入れを増やせないようなものを増やしますと言っているような気もする。今すぐには分からないかも知れないが、もう少し具体的に受入れの状況、待機児童の状況も含めて情報提供していただければと。

【委 員】

№14-2「多摩 26 市別職員配置状況(部門別)」1p を見ると、保育所関係で 77 名と突出した数字が出ている。6p の比率だと 17.7%となっていて一番比率が大きく、市の職員数にも大きくリンクしてくる。これを他の部門に配置できれば、より更なる市民サービス向上につながると思うので、ここも加味して、いっそ本文にこのことを書いてしまうという手もある。

【会 長】

論点を踏まえ、委員からいただいたものを書きこんでみる。

「ウ.施設民営化(保育園以外)」はどうか。公募を含めた幅広い管理運営のあり方という部分はちょっと弱い感じがしないでもない。公募を通じて指定管理者を選ぶべきだという議論をしてきた訳だが。

「.市民の福祉向上と魅力あるまちづくりのために」はどうか。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」22pの表は、数字を書き直したものを最終版でお示しする。目標額を達成するために、例えば補助金・負担金、扶助費をこのように健全化すれば達成は可能だ、という文言を最後に入っても良いのかなと思う。

施設民営化のところの書きぶりがサラッとしていて、具体的に何がしたいのかなというところ。施設民営化の保育園以外の所は効果額試算が0円となっている。例えば出てくるのは、指定管理者を公募にして今の指定管理料が変わるということが具体的に出てくる。

第七章の「財政健全化のためのルールづくり」はどうか。

最終答申の重要な点は、補助金・負担金、扶助費は我々が手が届かなかったため、どう見直すかについて別に委員会を作るべきだということ、国保についてもこれから段階的に目標達成を目指すべきだということ、ここで提言したことがどう進展したか検証されるべきだということ。一般的なルールを踏まえて、この最終答申がどれだけ実現したか、市民に明らかにさせていくべきだということを明示して書き込む。

【委員】

もう少しメリハリを付けて書いた方が良いのではないかなと思う。今まで何回もやられてきた財政改革の提言について、ほとんど元の黙阿弥となってしまった。そうさせないためにはどうするのかということを議論してきた。審議会での一つの大きなコンセンサスとしては、不断の見直し、言いつ放しに終わらずに実際に効き目のある効果を上げる為に第三者機関を作ると、それから財政改革審議会を何らかの形で存続させて、年に一回ぐらいは進捗状況をチェックするということも大事なことだと思う。

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」28pの「条例化による財政規律の確保について」は岐阜県の高山市の例が突如出てきたが、もう少し次回までに改めて議論する時間があるかどうかだが、具体的に出している以上は引き取らせていただいて、起草委員会で議論するかどうか。

市当局と市議会が及び腰であると書いてあるが、及び腰では手ぬるいと考えていて、責任は明らかに市当局と市議会にあるということをもう少し明確に書くべきである。

今回の国民健康保険運営協議会を見ると、市議会議員が4名入っている。15年間も国保税の値上げを見送ってきた最大の理由はそこにある。議員は何をやっていたんだということ。与野党を問わず全て反対してきている。そういう方々を入れておいて良いのか。

市の監査委員にも市議会議員が入っているが、何のチェックもしていない。そういうことについてきちんと見直すということも盛り込むべきである。

【会長】

健全化のルールづくりの所は、単に書いて置いておくと言うだけではなく、何のメ

ッセージをここで伝えたいのかというところを起草委員会で考えさせていただく。
最後の部分で、答申の実現に向けてということで第三者委員会の設置、健全化計画がどう進捗したかを検証する、この 2 つを求めたいということをどこかで書き込む、必ずしもルールづくりではないが。

【委員】

やはり言い放しとならないように定期的、継続的な見直しをすべきである、ということを書きとして入れておいた方が良くと思う。補助金の部分についても専門の人に見てもらおうという形の提言を書きとして入れておいた方が良く。

【委員】

資料№14-1「国立市財政改革審議会最終答申(案)」26p で、「各種市民負担に係る減免(免除及び減額)の考え方」で、減額、免除を行うことに関して記述が書いてあって、かなり明確にルールが書いてあるのだが、この審議会で話をしたものなのか。よく理解できないルールが明確に書いてあって、この審議会答申に入っていることに違和感がある。これについてはもう少し検討が必要かなと思う。

【会長】

ここで伝えたいメッセージは何なんだということで、減免のルールまでここで決める必要はない。

積み残しがまだ多く数字も含め確認したいのもう一回やった方が良く、あるいはいずれにしても起草委員会で任せると。最終回であれ直せこれ直せとなると、もう一度開催しなくてはなくなる。

【委員】

このようにしてはどうか。次回審議会の前に起草委員会を開くこととなるが、その時に今日言われた積み残しの話を議論させていただいてそこでまとめると。まとめた案を 7 月 25 日までに委員にメールで出して、それでよければ構わないが、幾つか意見をいただいたうえで 25 日に最終案として出すと。万が一そこで手直しがあれば後は会長、副会長に一任という形にさせていただきたい。

【会長】

論点は多岐にわたっているが、今日いただいた意見、足りない部分は起草委員会で検討する。それを皆さんにお配りして、意見をいただく。最終回というつもりで次の会議を開く。まだ議論が詰まらないようであれば、会長、副会長に一任できるのであれば一任すると、それでもかなわない場合は考える。

3. その他

- 次回の開催日について、事務局より以下のとおり提案があった。

第 15 回審議会(予定): 7 月 25 日(木)午後 7 時～9 時 市役所 3 階第 1・2 会議室